

山梨県災害福祉支援ネットワーク会議設置運営要綱

(目的)

第1条 大規模災害時等に要配慮者への福祉支援を円滑に行うため、山梨県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置するとともに、その運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用され又は適用される可能性がある
と認められる規模の災害
- (2) 要配慮者
高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- (3) 福祉支援
避難生活の早期段階からその福祉的ニーズを把握するとともに、可能な限りその
ニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること
- (4) 山梨県災害派遣福祉チーム
福祉専門職等により構成され、大規模災害発生時に一般避難所その他災害の発
生時に要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「山梨
DWA T」という。）
- (5) チーム員
山梨DWA Tを構成する者

(協議内容)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 山梨DWA T
 - ア チーム構成、派遣及び受援等の活動に関する事
 - イ チーム員の登録及び研修・訓練に関する事
 - ウ 関係機関・団体等との連絡・情報に関する事
 - エ 山梨DWA Tの周知、啓発に関する事。
 - オ その他山梨DWA Tの派遣に関して必要な事項に関する事
- (2) その他災害時等における福祉支援に関して必要な事項に関する事

(構成)

- 第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。
- 2 構成団体を新たに追加する場合は、現構成団体の意見を聞いた上で、ネットワーク会議事務局が決定する。
 - 3 ネットワーク会議に会長を置き、山梨県福祉保健部福祉保健総務課長をもって充てる。
 - 4 会長はネットワーク会議の会務を総理する。
 - 5 ネットワーク会議に副会長を置き、山梨県社会福祉協議会事務局長をもって充てる。
 - 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 ネットワーク会議の活動に関して検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(会議)

- 第5条 ネットワーク会議は、会長がこれを招集する。
- 2 ネットワーク会議は、構成団体の過半数の出席により成立する。
 - 3 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者をネットワーク会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議事務局は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課に置く。

(個人情報の保護)

第7条 ネットワーク会議の運営にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、事務局の責任において、適切に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

別表（第4条関係）

| | |
|----------|-----------------------|
| 福祉施設関係団体 | 山梨県社会福祉法人経営者協議会 |
| | 山梨県知的障害者支援協会 |
| | 山梨県身体障害者施設協議会 |
| | 山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク |
| | 山梨県老人福祉施設協議会 |
| | 山梨県老人保健施設協議会 |
| | 児童養護施設部会 |
| | 山梨県保育協議会 |
| | 日本保育協会山梨県支部 |
| 福祉関係職能団体 | 一般社団法人山梨県社会福祉士会 |
| | 一般社団法人山梨県介護福祉士会 |
| | 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 |
| | 山梨県精神保健福祉士協会 |
| その他団体 | 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会 |
| | 山梨県 |